

岐阜大学校友会規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜大学組織運営規程(令和2年4月1日岐大規程第1号)第28条の規定に基づき、岐阜大学校友会(以下「本会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本会は、第3条に規定する対象者に対して岐阜大学(以下「本学」という。)の情報共有を図り、対象者相互の交流・連携を深め、対象者と共に本学の取り組みを支援することにより、本学の発展及び社会貢献に資することを目的とする。

(対象者)

第3条 本会は、次に掲げる者を本会の活動の対象者とする。

- 一 本学の学部卒業生及び研究科修了生(卒業生及び修了生以外で本学に在学していた者を含む。)
 - 二 本学の学部及び研究科に在学する者
 - 三 各学部後援会の会員
 - 四 本学の学長、副学長、教職員(非常勤職員を含む。以下同じ。)及び役員又は教職員であった者
 - 五 その他本会運営委員会(以下「運営委員会」という。)が特に認めた者
- 2 対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者から除外する。
- 一 死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。
 - 二 岐阜大学の名誉を傷つけ、運営委員会において除外を決議されたとき。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 対象者に向けた情報発信事業
 - 二 対象者相互の交流・連携に寄与する事業
 - 三 本学の取り組みを支援する事業
 - 四 本学同窓会等の活動支援及び連携事業
 - 五 その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 本会の事業に必要な経費は大学負担とし、岐阜大学基金を充てる。

第2章 組織

(運営組織)

第5条 本会に事業の運営及び企画並びに立案のため、次に掲げる者を置く。

- 一 学長
 - 二 副学長 1人
 - 三 Development Office 構成員
 - 四 その他学長が必要と認めた者
- (会長及び副会長)

第6条 本会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学長をもって充て、本会の業務を統括する。
- 3 副会長は、会長が指名する副学長をもって充て、会長を補佐する。

第3章 運営委員会等

(運営委員会)

第7条 本会に、次に掲げる事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 一 本会の運営及び事業に関する企画・立案
- 二 対象者としての除外に関する事項

- 三 その他会務（予算を含む。）の執行に関する重要な事項
- 2 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 会長
 - 二 副会長
 - 三 本学の副学長（前号の者を除く。）
 - 四 学部長、学環長及び研究科長
 - 五 その他会長が必要と認めた者
- 3 運営委員会の委員長は、会長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じて、運営委員会を招集する。
- 5 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 6 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（アドバイザー・ボード）

第8条 本会に、会長に対し運営上の助言等を行うため、アドバイザー・ボードを置く。

- 2 アドバイザー・ボードは次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 各学部同窓会の代表者 各1人
 - 二 各学部後援会の代表者 各1人
 - 三 本会副会長
 - 四 その他会長が必要と認めた者
- 3 前項第4号の構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第2項第4号の構成員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 本会副会長は、アドバイザー・ボードを招集し、その議長となる。
- 6 アドバイザー・ボードは、年1回程度開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

第4章 雑則

（事務）

第9条 本会の事務は、岐阜大学 Development Office において処理する。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。